平成２６年（フ）第１２号
大分県中津市大字上如水975番地５　県営上如水住宅ＭＲ－３－3201
債務者　小川内隆博
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第４３号
沖縄県うるま市石川赤崎２丁目18番５号　オレンジハウス105
債務者　比嘉　定雄
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２２９号
東京都東村山市栄町２丁目34番地７サンシンハイツ202
債務者　井出　夏枝
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５０号
北海道帯広市東３条南23丁目16番地１　コーポ323－１・103号室
債務者　桐山　幸治
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
北海道帯広市西24条南２丁目３番地20　野原ハイツ１号
債務者　吉田　真教
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷590番地、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷104番地Ｂ－２号
債務者　溝上　美香（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
長崎県佐世保市世知原町上野原1630番地　上野原住宅Ｃ棟201号、旧住所長崎県佐世保市吉井町直谷1056番地１
債務者　神崎　直美（旧姓丸屋）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳236番地１　小佐々矢岳住宅Ｂ棟101、旧住所長崎県佐世保市小佐々町臼ノ浦550番地１　タジマハイツ206号
債務者　中川　良美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
長崎県佐世保市三浦町７番７号　川棚アパート101
債務者　須加崎里緒
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２号
長崎県平戸市田平町下寺免1628番地３、従前の住所長崎県松浦市御厨町西田免377番地１
債務者　濱道　義博
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
静岡県榛原郡吉田町川尻3831番地の１
債務者　藤浪利枝子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８号
長崎県佐世保市日野町1958番地２　江口アパート13号
債務者　久保　徹典
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
静岡県富士宮市城北町327番地、前住所静岡県富士宮市大宮町９番５号
債務者　伊郷　久代
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第５６号
静岡県富士市天間1167番地の５　エスポワールイースト101号
債務者　峯崎　裕幸
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３５号
長崎県佐世保市江上町895番地５　サン・コーポラス２棟302、旧住所長崎県西海市崎戸町本郷1452番地５
債務者　北川美代子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係